教育委員会 平成22年度6月定例会会議録

平成22年6月16日(水)鎌倉市役所 402会議室 9時30分開会、10時05分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、熊代教育長 傍聴者 9人

(会議経過)

仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより6月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。後ほど課長等報告で「世界遺産登録に関する準備状況について」があるが、この件について、事務局から市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し出席させているのでご承知おきいただきたい。

本日の会議録署名委員を林委員にお願いする。それでは、日程に従い、議事を進める。

- 1 報告事項
- (1) 委員長報告

特になし

(2) 教育長報告

熊代教育長

先日の関谷川の水質汚染の件についてお詫び申し上げたい。付近の住民の方々、横浜市の方々、鎌倉市民の方々等に多大なご迷惑とご心配をおかけした。心からお詫び申し上げたいと思う。私も土曜日に午前中から行き、処理の一部始終を見てきた。前日から大勢の職員が集まり処理にあたっていた。土曜日も20人近くの教職員が出勤し、側溝の中からプールの周り全部の清掃が完了し、泳げるようになった。その日も側溝の中に塩素が残っていないか、環境部の方々のご指導を仰ぎながら作業をしていた。そのため、作業はスムーズには行ったと思う。今回ちょっとしたことから多くの方々にご迷惑をおかけしたため、今後プールのある学校に対しては清掃作業に十分注意するような指令を文書を通じて流した。薬品を使っているほとんどの学校は、薄めてプールの中だけに留めていた。オーバーフローは普通プールの中にあるのだが、今はプールの外にあるため、カビ等がつきやすい。関谷小学校の場合は、きくらげのようなコケのような黒いものがたくさん付いてしまい、いくら掃除しても取れないということで原液を使用してしまった。普通はそのあと、水をたくさん流すのだが、それ

を怠ったためにこのような結果になってしまったということである。他の学校は、PTAの 方々や保護者の方々が出てやっているところもある。他には影響なかったが、今後も起こら ないとは言えないので、そのあたりを徹底して参りたいと思う。本当に申し訳なかった。

仲村委員長

要するに、関谷小学校のプール清掃に塩素剤を使って、それがそのまま川に流れてどじょうが死んでしまったということか。その他で問題が起こるとすれば何があるか。

教育総務部長

魚が死んでしまった当日はまだ原因が分からなかったが、翌日に関谷小学校の可能性が高いと断定された。次亜塩素酸ソーダというのは、一定の時間が経過すると、川の水も流れているし、また日に当たるとそれが揮発して害そのものはなくなってくるということである。 日数も経過しており、今の時点では問題ないと考えている。

仲村委員長

各学校のプール清掃は従来ずっとこのようなやり方でやっていたのか。

教育総務部長

今教育長からお話があったとおり、次亜塩素酸ソーダを使っている学校も数校あり、使っていない学校もある。先日新聞にも載っていたが、大船小学校や大船中学校はEM菌を入れて、汚れを防ぐ、あるいは汚れが落ちやすいようにしている。今回は、プールというよりはプールの側溝の汚れが特にひどいということで原液を入れたということである。プールの中に普通に次亜塩素酸ソーダを入れることには問題はないと聞いている。

(3) 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

学務課長

報告事項(ア)「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」ご報告する。議案集の1ページをご 参照いただきたい。

深沢中学校学校薬剤師として委嘱していた吉野一男氏が去る5月13日にご逝去されたことから、鎌倉市薬剤師会から後任者として吉野美智子氏の推薦をいただき、平成22年6月1日付けで深沢中学校学校薬剤師として委嘱した。学校薬剤師の委嘱については、本来ならば、当委員会の議決により決定すべきところだが、急施を要し、教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項

の規定に基づき、平成22年6月1日付で教育長がその事務を臨時に代理したことをご報告する。なお、吉野美智子氏の任期は、前任者の残任期間として平成22年6月1日から平成23年3月31日までとなる。

イ 世界遺産登録に関する準備状況について

世界遺産登録推進担当担当課長

報告事項の(イ)「世界遺産登録に関する準備状況について」ご報告する。議案集の2ページをご覧ください。

本委員会1月定例会において、昨年10月に文化庁長官に対し推薦要請を行ったこと及び それを受けて新たに推薦書作成委員会等を設置し、ユネスコへ提出する推薦書を仕上げてい く作業を文化庁と協働して進めていくことなどについてご報告した。本日は、その後の準備 状況についてご報告する。

推薦要請後、推薦書作成委員会やプロジェクトチームなどにおいて、推薦書案の取りまとめに向けた検討を進めているところであるが、この度、文化庁とも協議・調整を行う中、これまでの検討内容について、改めて国内外の専門家に提示し、意見等をいただくために「国際専門家会議」を開催することとしたため、その概要をご説明する。

議案集の3ページの「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議の開催 についてをご覧ください。

1の会議名称は、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議である。 2の開催目的であるが、先ほどご説明したように、今回の会議については、昨年7月から8 月にかけて開催した国際会議において示された課題について、これまでの検討内容を提示し、 国内外の専門家の議論を踏まえて、推薦書案の最終的な取りまとめに資することを目的としている。

なお、昨年の国際会議で示された課題とは、「武家文化の更なる明確化」や「山稜部の積極的評価」といった内容であり、これらの課題に対して、文化庁が参画する推薦書作成委員会やプロジェクトチームを中心に、検討を進めているところである。

これらの課題のうち、「山稜部の積極的評価」については、その手法として、鎌倉の特長である「古都保存法」による歴史的風土特別保存地区を活用していくことができないか、現在、文化庁とも検討を進めているところである。なお、「山陵部の積極的評価」にあたっては、新たな法制度等の適用を想定しているものではない。

資料に戻り、3の主催及び4の会場については、これまでに実施した国際会議と同様、文化庁と4県市推進委員会との共催により、湘南国際村センターで開催するものである。5の開催日程は、来週になるが、平成22年6月23日(水)から24日(木)の2日間で開催する。6の参加予定者については資料記載のとおりである。(1)の海外の専門家は、前回の国際会議と同じメンバーであり、(2)の推薦書作成委員会委員と協議していただくことにより、鎌倉の世界遺産登録に向けた密度の濃い意見交換が実施されるものと考えている。

国際専門家会議の開催概要は以上であるが、この国際専門家会議において、一定程度以上の評価が得られた場合、それを基に、推薦書案を完成させ、国(文化庁)からユネスコへの推薦が実現されるよう進めていく予定である。

このスケジュールの最終的な判断は、文化庁が行うものであるが、この見込みのとおり進捗した場合、本年9月には、推薦書の暫定版が、来年1月には、正式版が、それぞれ国(文化庁)からユネスコへ提出され、「イコモス」(国際記念物遺跡会議)による現地調査を経て、世界遺産委員会に諮られることになり、最短で進めることができれば、平成24年度に登録が可能となる。

現在は、このスケジュールを目標にして、イコモスや、世界遺産委員会から登録に値する 十分な評価が得られるよう、推薦書案の作成作業を、文化庁と4県市が一丸となって進めて いるところである。今後、順調な進捗が見込め、最終的な推薦書案がまとまりましたら、そ の内容について、適切な時期に、改めて市民の皆様への周知を図っていきたいと考えてい る。

質問・意見

(世界遺産登録に関する準備状況について)

仲村委員長

国際会議は今回2回目で、今回が最後ということである。それで、9月に推薦の案を作って、来年の1月に正式な推薦書を作って、申請をして、予定通りいけば平成24年には世界遺産に登録されるというスケジュールになっているということでよろしいか。

世界遺産登録推進担当担当課長

今回の国際会議は3回目である。1回目は平成21年の1月から2月にかけて開催され、2回目が昨年の7月から8月に開催された。平成19年度から推薦書の作成に着手し、まず第1回目は鎌倉の資産がどう映るか、武士・武家というものがどのように映るのか意見を伺った。第2回目は、第1回目の指摘に対する対応と保存管理について説明させていただいた。ある程度武家文化の更なる課題の明確化等の課題もあるが、一定の評価を得られたということで推薦要請を実施した。今回は、まとめ作業ということで私どもとしては開催したいと考えている。先ほど申し上げたとおり、スケジュールについては、あくまでも文化庁が最終的に判断をする。私どもとしては、今回の会議で一定程度以上の評価を受けて、1月に本推薦というかたちで薦めたいと考えている。

仲村委員長

日本でこれまでに世界遺産登録されたものは、同じように長い年月をかけて準備してきた のか。

世界遺産登録推進担当担当課長

昔のことはよく分からないが、熊野古道あたりから国際会議を開催するようになったと聞いている。今までは国際会議を一度開いて、会議の方の意見を聞き、推薦書をまとめて国に提出するという流れだったが、一昨年平泉が登録延期となり文化庁の審査が厳格化していると認識している。それ以降は、複数回開催が求められている。おそらく鎌倉以外の地域も複

数回開催となると思う。審査の厳格化に伴い、このような形になったのだと思う。準備が進んでいる中では、おそらく鎌倉が初めての状況ではないかと思う。

仲村委員長

鎌倉は一番厳しく3回もやっているということか。

世界遺産登録推進担当担当課長

国際会議1回で理解していただければ良かったが、国際的にも分かりやすい説明が求められるため、やはり武家についても海外の方から見ても完結に、すぐ分かるような説明を求められているため、このように何回も開かせていただいている。3回となると、海外の方から分かりにくい面もあるのかとも感じている。

(報告事項はそれぞれ了承された)

ウ 行事予定(平成22年6月10日~平成22年7月9日)

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第9号

鎌倉市教育委員会委員長の選任について

仲村委員長

日程第2 議案第9号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。議案の 説明をお願いする。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第9号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」ご説明する。議案集は、10ページをお開きいただきたい。

現職の仲村委員長は、平成21年6月23日に委員長に選任され、本年6月22日をもって委員長の任期を満了する。ついては後任の委員長の選任をお願いするものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条では、委員長の任期は1年、また、委員長は再選されることができると規定されている。新委員長の任期は、平成22年6月23日から平成23年6月22日までの1年間になるが、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長としての任期も委員の任期終了までとなる。

質問・意見

(委員長が選任の方法は指名推薦とすることを出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(仲村委員が指名され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

(進行を委員長職務代理者が行い、仲村委員を委員長に選任することについて出席委員に諮り、 鬼議なく選任された。)

(除斥規定により退席していた仲村委員長が着席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

3 議案第10号

鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について

仲村委員長

日程第3 議案第10号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について」を議題と する。議案の説明をお願いする。

教育総務部次長兼教育総務課長

「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について」ご説明する。議案集は11ページをお開きいただきたい。

委員長職務代理者は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされており、現委員長職務代理者である林委員は、現委員長同様、平成21年6月23日に委員長職代理者に選任された。委員長職務代理者の任期は特に定められていないが、慣例により、委員長の任期同様1年としており、本年6月22日をもって任期満了となる。ついては後任の委員長職務代理者の選任をお願いするものである。なお、任期は平成22年6月23日から平成23年6月22日までの1年間となるが、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長職務代理者としての任期も委員の任期終了までとなる。

質問・意見

(委員長が選任の方法は指名推薦とすることを出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(林委員が指名され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

(委員長が林委員を委員長職務代理者に選任することについて出席委員に諮り、異議なく選任された。)

(除斥規定により退席していた林委員が着席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

4 議案第11号

教育財産の取得の申し出について (大町釈迦堂口遺跡)

仲村委員長

日程第4 議案第11号「教育財産の取得の申し出について(大町釈迦堂口遺跡)」を議題とする。議案の説明をお願いする。

文化財課長

議案第11号「教育財産の取得の申し出について」提案の理由をご説明する。議案集の12ページから13ページをご参照いただきたい。

大町釈迦堂口遺跡は、「やぐらと平場の遺構が一体で遺存している数少ない貴重な場所であり、鎌倉において宗教的な目的で行われたと考えられる谷戸の開発と祭祀信仰のあり方を知るうえで重要である。」として、平成22年5月21日に国の文化審議会から文部科学大臣に国指定史跡の指定の答申がされた。史跡指定予定面積は1万4,981.08平方メートルである。この遺跡の遺構と景観等の保全を図るため、市長に「教育財産の取得の申し出」をしようとするものである。

該当する土地は、13ページの「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市大町三丁目 1425番ほか8筆を予定している。取得に当たり国・県の補助率は、国庫が10分の8、県費は県の財政事情により10分の0.1であり、市費の負担は10分の1.9となる予定である。

仲村委員長

全部でいくらくらいするのか。

文化財課長

価格については、これから所有者と交渉する形になるが、予算としては土地の購入費として6億1,300万円あまりを計上している。

仲村委員長

今回の教育財産については、所有者から引き取って欲しいという申し出があったのではないのか。

文化財課長

所有者からの申し出ではなく、整備の保全のためということで市のほうから買収をお願い する形となる。

林委員

今県の財政事情により、10分の0.1の補助率ということだが、従来はどうだったのか。

文化財課長

ここ何年も本来負担していただいているものより少なくなってきているのだが、従来は10分の1の負担率である。そのため、市の負担は10分の1であった。

林委員

この比率について、市から県へ意見を言うのは難しいのか。

文化財課長

県への予算に対する要望の中で、毎年要望している。

林委員

ここからは意見であるが、市民も含めて、状況等の告知というか、市がやるべきところの 予算に関係してくるものなので、是非この辺は周知できるような方法、手段を考えていただ きたい。

文化財課長

現在自治体には、県に対して県内市長会、議員団への要望をしているところであるが、さらに強く要望していきたいと思う。

山田委員

取得をした後はどのような活用をするのか。

文化財課長

史跡を買収した場合は、整備、公開を考えているが、今回の土地はとりあえず平場の部分は発掘をしてそのまま埋めてあるので、直接的に公開するような状況に今の段階ではないと思っているが、史跡として一帯を指定させていただいたやぐらの部分は皆さんに見ていただけるようになるので、公開について検討していきたい。

仲村委員長

県や国からも負担していただいているのに鎌倉の市有財産になるのか。

文化財課長

いわゆる補助をしていただくことになるので、鎌倉の市有財産となる。

仲村委員長

民家はないのか。

文化財課長

さら地である。

(採決の結果、議案第11号は、全会一致で原案どおり可決された)

仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。6月定例会を閉会する。